

朝倉市生涯学習指導者登録制度要項

朝倉市教育委員会

〈目的〉

- 1 この要項は、自己の有する豊かな経験や知識・技能を活かし、地域において生涯学習を推進し積極的に活動しようとする者を朝倉市生涯学習指導者（以下「指導者」という）として登録するとともに、市民へ指導者に関する情報の提供を行うことを目的とする。

〈登録要件〉

- 2 指導者の登録にあたっては、次の各号をすべて満たすこととする。
 - (1) 要項の目的に賛同する個人または団体であること
 - (2) 豊かな経験や専門知識・技能を有していること
 - (3) 青少年育成・男女共同参画・子育て・家庭教育・芸術伝統文化・野外活動・レクリエーションなどの生涯学習に関する指導を行うこと
 - (4) 営利目的、反社会的、政治・宗教活動を目的とした活動を行わないこと

〈登録申請〉

- 3 指導者登録を希望する者は、朝倉市生涯学習指導者登録申請書（様式1号及び様式2号）に必要事項を記入の上、教育委員会に提出するものとする。

〈登録決定〉

- 4 教育委員会は、申請書を提出した者のうち、指導者として適当と認めるものを登録し、朝倉市生涯学習指導者登録証を交付するものとする。

〈登録事項の変更〉

- 5 指導者は、登録事項に変更が生じたときは、速やかに教育委員会に届け出るものとする。

〈登録期間〉

- 6 指導者の登録期間は、登録年度より1年間とし、それ以降については自動更新とする。ただし、登録内容の確認調査を3年に1回行うものとする。

〈登録の取消し〉

- 7 教育委員会は、指導者が次に掲げる事項に該当する場合は、登録を取り消すものとする。また、指導者は、朝倉市生涯学習指導者登録証を教育委員会に返却するものとする。
 - (1) 指導者本人から登録取り消しの申し出があったとき
 - (2) 2項各号に規定するよう登録要件を満たさなくなったとき
 - (3) 指導者が登録事項の変更を遅滞するなど、指導者の責めに帰すべき理由により、通知・連絡が不能になったとき

〈指導者の活用〉

- 8 教育委員会は、市民の学習ニーズに応じて指導者の積極的活用に努めるものとする。また、お茶の間学習ネットワーク事業実施要綱に則って指導者の情報を提供するものとする。

〈指導者登録情報の提供〉

- 9 指導者登録情報の提供については次のとおりとする。
- (1) 朝倉市ホームページ及び生涯学習情報誌に、指導者情報を掲載する。
 - (2) ホームページに掲載する指導者情報は、氏名・指導内容・活動歴・指導可能日・対象者とする。
 - (3) 生涯学習情報誌は、保育所（園）・幼稚園・小中学校・社会教育施設・社会教育関係団体など市の関連施設に配布する。

〈その他〉

- 10 その他指導者に関する事項は次のとおりとする。
- (1) 指導者にかかる経費については、依頼者および指導者双方の協議により決定するものとする。
 - (2) 依頼者との交渉・契約においては、当事者の責任において直接行うものとして、その交渉・契約によって損害などが生じた場合、教育委員会は一切の責任を負わないものとする。
 - (3) この要項に定めるもののほか、お茶の間学習ネットワーク事業については、朝倉市生涯学習指導者登録制度に関し必要な事項は、その都度協議のうえ決定する。
 - (4) 指導者の個人的活動における公共施設の利用にあつては、お茶の間学習ネットワーク事業での施設利用料減免の対象外とする。

附則 この要項は平成22年4月1日より施行する。

この要項は平成22年8月1日より施行する。

この要項は令和2年4月1日より施行する。